

5 医安第 1 0 3 8 号
令和 6 年 2 月 13 日

各関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件等について（通知）

このことについて、令和6年1月16日付け医薬発0116第5号で厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会（組合）員への周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課
薬事グループ
毒劇物・麻薬・血液グループ
監視グループ
生産グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 3 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 5 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 4 4 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 0 4 (ﾀﾞｲヤﾙｲﾝ)
電子ﾒｰﾙ iyaku@pref.aichi.lg.jp

医薬発0116第5号
令和6年1月16日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生局長 〕 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件等について

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）が、別添1-1及び別添1-2のとおり、本年1月11日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）の規定の一部が、令和6年能登半島地震による災害に適用されることとなりました。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に令和6年能登半島地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものです。

これを受けて、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件（令和6年厚生労働省告示第7号。以下「告示」という。）が、別添2-1のとおり、本日付けで告示され、同日から適用されました。

本告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1

項の規定に基づく薬局の開設の許可等に関し、令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（注）の区域内に薬局を有する者等について、当該許可等の有効期間等を延長し、その満了日を令和6年6月30日とするものです。

（注）災害救助法が適用された市町村の一覧は下記の内閣府ホームページに掲載されています。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これらに伴う薬事に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮いただきますよう、お願いいたします。

記

- 第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について
 - 1 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等につきましては、別添2-2のとおりです。
 - 2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、令和6年能登半島地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第3条第1項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和6年6月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができます（法第3条第3項）。
- 第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について
 - 1 法令に基づき令和6年1月1日から令和6年4月29日までの間に履行期限が到来する義務が令和6年能登半島地震による災害の影響により履行されなかった場合において、当該義務が令和6年4月30日までに履行されたときは、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）を問われません（法第4条第2項）。
 - 2 薬事に関する法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおりです。

(1) 医薬品医療機器等法関係

- 薬局開設者による薬局に関する情報の報告（第8条の2）
- 薬局の休廃止等の届出（第10条）
- 医薬品、医療機器等の承認後の定期適合性調査（第14条第7項、第23条の2の5第7項、第23条の2の23第4項、第23条の25第6項及び第80条第1項から第3項まで）
- 新医薬品、新医療機器等の再審査（第14条の4第1項、附則第13条、第23条の29第1項）
- 医療機器等の使用成績評価（第23条の2の9第1項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売の届出事項変更の届出（第14条の9第2項、第23条の2の12第2項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による事業の休廃止等の届出（第19条第1項、第23条の2の16第1項、第23条の36第1項）
- 医薬品、医療機器等の製造業者又は外国製造業者による製造所の休廃止等の届出（第19条第2項、第23条の2の16第2項、第23条の36第2項）
- 外国特例承認取得者等の製造販売業者に関する変更の届出（第19条の3、第23条の2の18、第23条の3第2項、第23条の38）
- 指定高度管理医療機器等の登録認証機関の業務の休廃止の届出（第23条の15第1項）
- 医薬品の販売業の休廃止等の届出（第38条において準用する第10条）
- 高度管理医療機器等販売業及び貸与業の休廃止等の届出（第40条第1項で準用する第10条第1項）
- 管理医療機器販売業及び貸与業の休廃止等の届出（第40条第2項で準用する第10条第1項）
- 再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出（第40条の7第1項で準用する第10条第1項）
- 医療機器修理業の休廃止等の届出（第40条の3で準用する第23条の2の16第2項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による注意事項等情報の届出及び公表（第68条の2の3第1項）
- 特定医療機器に関する記録及び保存の事務の委託に係る届出（第68条の5第4項）
- 再生医療等製品に関する記録及び保存の事務の委託に係る届出（第68条の7第6項）

- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例承認取得者による副作用等の報告（第 68 条の 10 第 1 項）
- 再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例再生医療等製品承認取得者による感染症定期報告（第 68 条の 14 第 1 項）
- 生物由来製品に関する記録又は保存の事務の委託に係る届出（第 68 条の 22 第 6 項）
- 生物由来製品の製造販売業者、外国特例医薬品等承認取得者又は外国特例医療機器等承認取得者による感染症定期報告（第 68 条の 24 第 1 項）
- 外国特例承認取得者に関する変更の届出（施行令第 34 条第 1 項、第 37 条の 38 第 1 項、第 43 条の 45 第 1 項）
- 医薬品、医療機器等の軽微変更の届出（第 14 条第 16 項、第 23 条の 2 の 5 第 16 項、第 23 条の 25 第 12 項）
- 新医薬品等に係る調査の結果の報告（第 14 条の 4 第 7 項） ○ 医療機器等の使用成績調査（第 23 条の 2 の 9 第 6 項、第 23 条の 2 の 10 第 2 項）
- 新再生医療等製品等の使用成績調査（第 23 条の 29 第 6 項、第 23 条の 30 第 2 項前段）
- 条件付き承認を受けた医薬品、医療機器等についての資料の提出（第 14 条第 12 項、第 23 条の 2 の 5 第 12 項）
- 緊急承認を受けた医薬品、医療機器等について改めて行う申請（第 14 条の 2 の 2 第 5 項、第 23 条の 2 の 6 の 2 第 5 項、第 23 条の 26 の 2 第 2 項）
- 条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用成績調査（第 23 条の 26 第 3 項）
- 条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品について改めて行う申請（第 23 条の 26 第 5 項）
- 原薬等登録原簿の軽微変更の届出（第 80 の 8 第 2 項）
- 指定高度管理医療機器等の軽微変更の届出（第 23 条の 2 の 23 第 8 項）
- 医薬品、医療機器等の治験中の副作用等報告（第 80 条の 2 第 6 項）
- 放射性物質の盗取等の報告（放射性医薬品の製造及び取扱規則第 13 条第 1 項）
- 放射性物質による汚染の除去等の報告（放射性医薬品の製造及び取扱規則第 13 条第 2 項）

- (2) 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）関係
 - 薬剤師名簿の訂正（施行令第 5 条第 1 項）
 - 薬剤師名簿の登録の消除（施行令第 6 条第 2 項）

- (3) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）関係
 - 毒物劇物取扱責任者の設置の届出（第 7 条第 3 項前段）
 - 毒物劇物取扱責任者の変更の届出（第 7 条第 3 項後段）
 - 毒物劇物営業者の氏名等の変更の届出（第 10 条第 1 項）
 - 特定毒物研究者の氏名等の変更の届出（第 10 条第 2 項）
 - 登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
 - 死亡又は消滅の際の登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 21 条第 1 項）
 - 登録失効時等の特定毒物の授受及び所持に関する特例措置（第 21 条第 2 項）
 - 死亡又は消滅の際の特定毒物の授受及び所持に関する特例措置（第 21 条第 4 項において準用する第 21 条第 2 項）
 - 業務上取扱者の届出（第 22 条第 1 項）

- (4) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）関係
 - 麻薬取扱者の業務廃止等の届出（第 7 条第 1 項から第 3 項まで）
 - 麻薬取扱者の免許証の返納（第 8 条）
 - 麻薬取扱者の免許証の記載事項変更の届出（第 9 条第 1 項）
 - 麻薬取扱者の免許証の再交付の申請（第 10 条第 1 項）
 - 亡失した麻薬取扱者の免許証を発見した場合の返納（第 10 条第 2 項）
 - 麻薬の輸出許可証明書の提出（第 15 条）
 - 麻薬の輸入許可書の返納（第 16 条）
 - 麻薬の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第 19 条）
 - 調剤済麻薬の廃棄の届出（第 35 条第 2 項）
 - 麻薬営業者等の免許失効時等の所有麻薬の品名及び数量の届出（第 36 条第 1 項）
 - 麻薬営業者等の免許失効後等の麻薬の譲渡の届出（第 36 条第 3 項）
 - 死亡又は解散により麻薬営業者等の免許が失効した場合の相続人等の届出（第 36 条第 4 項において準用する第 36 条第 1 項）
 - 麻薬輸入業者による麻薬の品名及び数量の届出（第 42 条）
 - 麻薬輸出業者による麻薬の品名及び数量の届出（第 43 条）

- 麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び家庭麻薬製造業者による麻薬の品名及び数量の届出（第44条）
- 麻薬元卸売業者による麻薬の品名及び数量の届出（第45条）
- 麻薬卸売業者による麻薬の品名及び数量の届出（第46条）
- 麻薬小売業者による麻薬の品名及び数量の届出（第47条）
- 麻薬管理者による麻薬の品名及び数量の届出（第48条）
- 麻薬研究者による麻薬の品名及び数量の届出（第49条）
- 向精神薬営業者の業務廃止等の届出（第50条の4において準用する第7条第1項及び第3項）
- 向精神薬営業者の免許証の返納（第50条の4において準用する第8条）
- 向精神薬営業者の免許証記載事項の変更の届出（第50条の4において準用する第9条第1項）
- 向精神薬営業者の免許証の再交付の申請（第50条の4において準用する第10条第1項）
- 亡失した向精神薬営業者の免許証を発見した場合の返納（第50条の4において準用する第10条第2項）
- 向精神薬試験研究施設設置者の研究廃止等の届出（第50条の7において準用する第7条第1項及び第3項）
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の返納（第50条の7において準用する第8条）
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証記載事項の変更届出（第50条の7において準用する第9条第1項）
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請（第50条の7において準用する第10条第1項）
- 亡失した向精神薬試験研究施設設置者の登録証を発見した場合の返納届出（第50条の7において準用する第10条第2項）
- 第1種向精神薬の輸出許可証明書の提出（第50条の9第3項において準用する第15条）
- 第2種向精神薬の輸出届出書の提出（第50条の9第4項において準用する第15条）
- 第1種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納（第50条の9第3項において準用する第16条）
- 第2種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納（第50条の9第4項において準用する第16条）
- 第3種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納（第50条

の9第5項において準用する第16条)

- 第2種向精神薬の輸出届出書の提出(第50条の10)
- 第1種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書
の返納(第50条の12第3項において準用する第19条)
- 第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書
の返納(第50条の12第4項において準用する第19条)
- 第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納(第50条
の12第5項において準用する第19条)
- 特定第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許
可証明書の返納(第50条の13第2項において準用する第19条)
- 特定第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納(第
50条の13第3項において準用する第19条)
- 特定向精神薬を輸出しなかった場合の特別輸入許可書の返納(第50
条の13第7項)
- 向精神薬営業者の向精神薬取扱責任者設置の届出(第50条の20第
4項)
- 向精神薬輸入業者等による向精神薬の品名及び数量等の届出(第50
条の24第1項)
- 向精神薬試験研究施設設置者による向精神薬の品名及び数量等の届
出(第50条の24第2項)
- 麻薬等原料輸入業者等の業務廃止等の届出(第50条の28第1項及
び第2項)

(5) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)関係

- 大麻取扱者の死亡又は解散による相続人等の届出(第10条第2項)
- 大麻取扱者の登録事項の変更届出(第10条第5項)
- 大麻取扱者の免許証の再交付の申請(第10条第6項)
- 亡失した大麻取扱者の免許証を発見した場合の返納(第10条第7項)
- 大麻栽培者による報告(第15条)
- 大麻研究者による報告(第17条)

(6) あへん法(昭和29年法律第71号)関係

- けしの栽培許可証の返納(第27条)
- 麻薬製造業者等によるあへん又はけしがらの数量等の届出(第40条)
- 麻薬製造業者等の免許失効時等のあへん又はけしがらの数量の届出
(第41条第1項)

- 麻薬製造業者等の免許失効後等のけしがらの譲渡又は譲受の届出（第 41 条第 4 項において準用する第 21 条第 1 項）
 - 死亡又は解散の際の麻薬製造業者等の免許失効時等のあへん又はけしがらの数量の届出（第 41 条第 5 項において準用する第 41 条第 1 項）
 - 死亡又は解散の際の麻薬製造業者等の免許失効後等のけしがらの譲渡又は譲受の届出（第 41 条第 5 項において準用する第 41 条第 4 項）
- (7) 覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）関係
- 覚醒剤製造業者等の業務の廃止等の届出（第 9 条第 1 項から第 4 項まで）
 - 覚醒剤製造業者等の指定証の返納及び提出（第 10 条第 1 項及び第 2 項）
 - 亡失した覚醒剤製造業者等の指定証を発見した場合の返納（第 11 条第 2 項）
 - 覚醒剤製造業者等の氏名又は住所等の変更の届出（第 12 条第 1 項から第 3 項まで）
 - 覚醒剤製造業者等の指定失効時の覚醒剤の品名及び数量の報告（第 24 条第 1 項）
 - 覚醒剤製造業者等の指定失効後の覚醒剤の譲渡及びその報告（第 24 条第 2 項）
 - 死亡又は解散の際の覚醒剤製造業者等の指定失効時の覚醒剤の品名及び数量の報告並びに指定失効後の覚醒剤の譲渡及びその報告（第 24 条第 4 項）
 - 覚醒剤製造業者の報告（第 29 条）
 - 覚醒剤施用機関の管理者又は覚醒剤研究者の報告（第 30 条）
 - 覚醒剤輸入業者等の業務の廃止等の届出（第 30 条の 4 第 1 項及び第 2 項）
 - 覚醒剤原料輸入業者等の指定証の返納（第 30 条の 5 において準用する第 10 条第 1 項）
 - 覚醒剤原料輸入業者等の指定証の提出（第 30 条の 5 において準用する第 10 条第 2 項）
 - 亡失した覚醒剤原料輸入業者等の指定証を発見した場合の返納（第 30 条の 5 において準用する第 11 条第 2 項）
 - 覚醒剤原料輸入業者等の氏名又は住所等の変更の届出（第 30 条の 5 において準用する第 12 条第 1 項から第 3 項まで）
 - 覚醒剤原料輸入業者等の指定失効時等の覚醒剤原料の品名及び数量

の報告（第 30 条の 15 第 1 項）

- 覚醒剤原料輸入業者等の指定失効後等の覚醒剤原料の譲渡及びその報告（第 30 条の 15 第 2 項）
- 死亡又は解散の際の覚醒剤原料輸入業者等の指定失効時等の覚醒剤原料の品名及び数量の報告並びに指定失効後等の覚醒剤原料の譲渡及びその報告（第 30 条の 15 第 4 項において準用する第 24 条第 4 項）

「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（概要）

1 政令の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の令和六年能登半島地震による災害においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であり、政府としても、非常災害対策本部を設置し対応に当たっているところ。
- このように大規模な非常災害である「令和六年能登半島地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令の概要

- (1) 令和六年能登半島地震による災害を特定非常災害として指定する。（法第2条）
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第3条）
 - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条）
 - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条）
 - ④ 相続の承認又は放棄すべき期間の特例（法第6条）
 - ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条）

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年一月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第五号

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和六年能登半島地震による災害を指定し、同年一月一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和六年六月三十日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和六年四月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和七年十二月三十一日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和六年九月三十日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和六年能登半島地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和八年十二月三十一日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣

岸田 文雄

総務大臣

松本 剛明

法務大臣

小泉 龍司

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全
等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日)

(法律第八十五号)

第百三十六回通常国会

第一次橋本内閣

改正	平成	九年	五月	九日法律第	五〇号
	同	一一年	二月二日同	第一六〇号	
	同	一四年	七月二日同	第八五号	
	同	一六年	六月二日同	第六七号	
	同	一六年	六月二日同	第七六号	
	同	一六年	六月二八日同	第一一一号	
	同	一六年	六月二八日同	第一一二号	
	同	一八年	六月二日同	第五〇号	
	同	一八年	六月二日同	第九二号	
	同	二〇年	五月二三日同	第四〇号	
	同	二三年	六月二四日同	第七四号	
	同	二五年	六月二一日同	第五四号	
	同	三〇年	六月二七日同	第六七号	
	令和	三年	五月一九日同	第三六号	
	同	四年	五月二〇日同	第四四号	

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置
に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別
措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を
図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利
益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人
の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間
の特例、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による
調停の申立ての手数料の特例及び景観法(平成十六年法律第百十
号)による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものと
する。

(平一六法七六・平一六法一一・平二五法五四・平三〇
法六七・令四法四四・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の
被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害に
より債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承
認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難と
なつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅
速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入
居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と
認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災
害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政

令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項若しくは第五十八條第四項(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において準用する場合を含む。)、デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第七條第三項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項、デジタル庁設置法第七條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示(以下「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三條第二項に規定する委員会である場

合にあつては、当該委員会)は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延

長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一一法一六〇・令三法三六・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならぬ。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間(この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。)の末日

が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人(前号の場合にあつては、同号に定める者)が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人

(平二五法五四・追加)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に

規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一一・追加、平二五法五四・旧第八条繰下、令四法四四・旧第九条繰上)

附則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

附則 (平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成九年一月八日

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一
条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、
改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措
置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一
月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分
に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条
 - 第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
- 公布の日

附則 (平成一四年七月一二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内
において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三三〇号で平成一五年一月一日から施
行)

附則 (平成一六年六月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内
において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第一九一号で平成一七年六月一日から施
行)

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第
八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二
十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」とい
う。)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成一七年一月一日)

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法
律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第一百十号)の施行の
日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、
第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条
から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の
改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条
及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行

する。

(施行の日) 平成一六年一月一七日)

(規定する日) 平成一七年六月一日)

(平一六法一一二・一部改正)

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の

施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月一日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から

施行)

○一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に關する法律の施行に伴う

關係法律の整備等に關する法律(平成一八法律五〇)抄

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に

よる法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二〇年一月一日)

(平二三法七四・旧第一項・一部改正)

附則 (平成一八年六月二日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施

行)

附則 (平成二〇年五月二三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から

施行)

附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条（新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和元年政令第二九号で令和元年六月二五日から施行）

附則（令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（こ

れに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十一条の規定及び附則第七条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和四年政令第二〇二号で令和四年五月三十一日から施行）

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（次項において「旧特定非常災害法」という。）第八条の規定によりされている建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長は、それぞれ第十一条の規定による改正後の建築基準法（次項及び附則第十四条において「新基準法」という。）第八十五条

第五項又は第八十七条の三第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧特定非常災害法第八条の規定による建築基準法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項の規定による許可の期間の延長に係る申請は、それぞれ新基準法第八十五条第五項又は第八十七条の三第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請とみなす。

○厚生労働省告示第七号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に当り当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を次のように指定する。
 令和六年一月十六日
 厚生労働大臣 武見 敬三

<p>対象となる特定権利利益</p>	<p>対象者</p>
<p>健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定（令和六年能登半島の地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）</p> <p>職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可</p>	<p>特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者</p> <p>特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）</p>

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当(同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求)	旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二十号)第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。)	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録(特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。)	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許(特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。)	あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第十二条第一項又は第二項の規定に基づくけししの栽培の許可	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給
特定被災区域内に主たる事務所を有する者(令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く)	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に指定医療機関を有する者	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者	特定被災区域内に栽培地を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者

障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく特例給付金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律第四十条第三項の規定に基づく報奨金の支給	障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という)第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可(特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定(特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定(特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品又は化粧品(体外診断用医薬品を除く)の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く)、医薬部外品又は化粧品の製造所に係る登録(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)
特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者	特定被災区域内に薬局を有する者	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所がある者	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所がある者	特定被災区域内に事務所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十第九第一項の規定に基づくキャリアアコンサルタントの登録	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第二項の規定に基づく特別給付金を受ける権利の裁定の請求	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録・認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内に店舗を有する者	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の事務所が在る者	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の事務所が在る者	特定被災区域内に製造所を有する者	特定被災区域内において登録・認証機関の登録の申請をする者	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内に製造所を有する者

介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和六年三月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に営業所を有する者

<p>介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療給付又は同法第二十号の葬祭料の給付又は同法第二十号の葬祭料の給付の請求</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）次項において「障害者総合支援法」という第五十一条の五第三項の規定に基づく「地域相談支援給付費等の給付決定</p>	<p>障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）とされた同法第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとして同法第三十条の二第一項の規定に基づく指定介護療養型医療施設（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p>	<p>特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求</p>	<p>新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三條第一項の規定に基づくしくは遺族一時金又は同法第五号の葬祭料の給付の請求</p>	<p>特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八條第一項、第九條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定</p>	<p>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものであつ</p>
<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に施設を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>	<p>特定被災区域内に営業所を有する者</p>

<p>て食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）</p>	<p>麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第九条の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者（自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請</p>
<p>特定被災区域内に事業所を有する者</p>	<p>特定被災区域内に麻薬業務を有する者</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>

令和 6 年能登半島地震による災害の被害者の方々の特定権利利益の保全等について
(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項に基づく
厚生労働省告示第 7 号 (令和 6 年 1 月 16 日告示))

1 概要

- 厚生労働省では、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項に基づき、令和 6 年能登半島地震による災害の被害者の方々の特定権利利益（厚生労働省関係）の満了日を令和 6 年 6 月 30 日まで延長することとする告示を制定しました。
- 対象となる特定権利利益（令和 6 年能登半島地震による災害の被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、災害発生日（令和 6 年 1 月 1 日）以降に期限の到来するもの）のうち、薬事に関する法令に基づくもの及びその概要は、下記一覧表のとおりですので、お知らせいたします。

2 一覧表

(※概要中の特定被災区域とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域を指します。)

番号	対象となる特定権利利益	概要
1	毒物劇物営業の登録期間の延長	令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 29 日までの間に有効期間が満了する毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録について、特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者については、その期間を延長する。
2	向精神薬輸入業者等の免許期間の延長	令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 29 日までの間に有効期間が満了する向精神薬輸入業者、向精神薬小売業者等の免許について、特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者については、その期間を延長する。

3	薬局開設許可期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する薬局の開設の許可について、特定被災区域内に薬局を有する者については、その期間を延長する。
4	地域連携薬局の認定期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する地域連携薬局の認定について、特定被災区域内に地域連携薬局を有する者については、その期間を延長する。
5	専門医療機関連携薬局の認定期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する専門医療機関連携薬局の認定について、特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者については、その期間を延長する。
6	医薬品、医療機器等の製造業の許可又は登録期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造業の許可又は登録について、特定被災区域内に製造所を有する者については、その期間を延長する。
7	医薬品、医療機器等の製造販売業の許可期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造販売業の許可について、特定被災区域内に事務所等を有する者については、その期間を延長する。
8	医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定又は登録期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定又は登録について、特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者については、その期間を延長する。
9	保管のみを行う製造所に係る登録期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する医薬品等の製造所（外国製造業者の製造所を含む。）に係る登録について、特定被災区域内に製造所を有する者（外国製造業者については、特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者）について

		は、その期間を延長する。
10	指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録について、特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者については、その期間を延長する。
11	医薬品の販売業の許可期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する医薬品の販売業の許可について、特定被災区域内に店舗を有する者（配置販売業については、特定被災区域内において業務を行う者）については、その期間を延長する。
12	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その期間を延長する。
13	医療機器の修理業の許可期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する医療機器の修理業の許可について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その期間を延長する。
14	再生医療等製品の販売業の許可期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する再生医療等製品の販売業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その期間を延長する。
15	副作用救済給付及び感染救済給付に係る医療費並びに遺族年金、葬祭料等の支給の請求期限の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に副作用救済給付及び感染救済給付に係る医療費並びに遺族年金、葬祭料等の支給の請求期限が到来する場合について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その期限を延長する。

16	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者の追加給付金の請求期限の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に追加給付金の請求期限が到来する場合について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その期限を延長する。
17	麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可期間の延長	令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に有効期間が満了する麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可について、特定被災区域内に麻薬業務所を有する者については、その期限を延長する。